

平成 29 年度 第 2 回特定調達品目検討会議事要旨

開催日時：平成 29 年 10 月 31 日（火） 13：00～15：20

開催場所：経済産業省別館 114 各省共用会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、梅田委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、北橋委員、奈良委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、安井委員（座長）

欠席委員：柳委員

（五十音順）

（１）特定調達品目の追加及び判断の基準等の見直し（案）について

○加煙試験

- ・ ノンフロンに加煙試験について、代替物質は市販され、流通しているのか。安全性などの評価が必要ではないか。
 - ⇒ 提案品とは方式が異なる線香タイプのものも含めて、ノンフロンに対応できる事業者が 3 社あると聞いている。全部が代替できるかは引き続き調整し、経過措置を設定することも含めて確認したい。（環境省）

○タイルカーペット洗淨

- ・ タイルカーペット洗淨について、水を使わない泡式のものと比較した環境負荷低減効果の事例があれば教えていただきたい。
 - ⇒ （敷設したままの状態）ポリッシャーを使う場合は汚れがあまり取れず、逆に汚れを浸透させてしまう場合もある。今回の提案は、カーペットを取り外して洗淨機に入れ洗淨することにより新品同様にリセットされるもの。民間ではテナントが変わると全てカーペットを入れ替える場合が多いが、リユースし、長期使用を可能にするというサービスで、従来のカーペット清掃とは方法が異なるとお考えいただきたい。（事務局）
- ・ 機器の消費電力の単位として出力（kW/m²）で規定しているが、使用量（kWh/m²）で規定した方が適切ではないか。
 - ⇒ 御指摘のとおり、m²当たりの消費電力量 kWh/m²の方が適切であるため、確認の上修正をしたい。（事務局）
- ・ 「使用する機器」とあるが、「洗淨機器」のことを指すのであれば言葉を付け加えた方がよい。
 - ⇒ 御指摘のとおりであるため、修正を行う。（事務局）
- ・ 木材・プラスチック再生複合材製品について、判断の基準の①再生材料 60%以上というところの再生材料はどこまでを指すか。③に建築解体木材等は再生材料に含まれるのか。一方で、間伐材、小径木が再生材料でないとする、この文章では間伐材を使うことが不利にならないか。
 - ⇒ 原材料は、廃プラスチック又は再生木材。判断の基準に記載の再生材料における木材については、間伐材等を含めたものを企図していた。一方、今回新たに間伐材の扱いが変わることから、現在の記載では誤解を招くため、御指摘を踏まえ修正をしたい。（国土交通省）

○蛍光灯照明器具

- ・ 蛍光灯照明器具を削除することについて、取替え需要が残ることと、色長や波長等蛍光灯でなければいけない場合があるため残すべきではないか。
 - ⇒ 蛍光灯照明器具は、LED でほぼ代替できる器具が揃っている。蛍光ランプは引き続き基本方針に残すため、蛍光ランプが交換できなくなるということはない。蛍光灯照明器具で、どうしても必要なものがある場合は、グリーン購入法の対象外として調達していただくことで考えている。(環境省)

○缶詰（災害備蓄用品）

- ・ 缶詰を削除することについて、賞味期限が3年以上の製品が市場の0.1%以下しかないということだが、材料によっては5年以上が可能なのか、作ろうとしないのか。
 - ⇒ 缶詰については、経過措置が長期に渡り続いていることも議論されてきた。グリーン購入法は国が率先して環境物品市場を広げていくためのものだが、市場変革が進んでいないのであれば削除するということで、問題提起の意味も含めて提案した。(環境省)

○木材・木材製品の合法性証明に係る経過措置

- ・ 木材をどの程度使っていれば合法性証明の対象となるのか、加工品の場合は何次まで加工したものに関わるのかなど、考え方、定義等があれば教えていただきたい。また、調達者が数値基準への適合性を判断するためのガイドライン等は策定しているのか。
 - ⇒ 木材の合法性証明について、基本的には木材が1%でも入っていれば適用されることになるが、合法性証明の要件については、主要材料として木質が含まれている品目に設定している。調達の際における検証については、「グリーン購入の調達者の手引き」において確認方法を品目別に記載しており、これを参考に確認していただくことを考えている。(環境省)
- ・ クリーンウッド法施行を受けた確認体制に係る文面について、供給側である事業者には確認体制を整えることを求め、調達側においては体制状況に配慮すると記載があるが、配慮することというのが何を意味するのか。体制が整っていることを勘案して調達するという意味であれば「配慮」というよりは「勘案」という方が言葉として適切ではないか。また、なお書きの文章で、「クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者による環境物品を国等が調達する場合は、登録内容ごとの登録の実態を踏まえつつ、事業者の役割を鑑み調達」となっているが、登録内容をしっかり見た上で判断するといった主旨が伝わるよう整理していただきたい。
- ・ 間伐材を丸太の中に入れるのは違和感があるため、間伐材を含んだ丸太という書き方にさせていただくと消費者としてもわかりやすい。

○電気便座

- ・ 技術的に難しいとは考えられるが、ここまで緩和してよいのか疑問。100/159 という数字は根拠があったと思うため、この数値をプレミアム基準に残してはどうか。
 - ⇒ 電気便座については、100/159 は省エネ法多段階評価基準の4つ星の数字だが、貯湯式、暖房便座はここ数年、4つ星以上の製品がほとんどないため経過措置を続けてきた。昨年来検討し、業界団体にデータを出していただいたが、昨年度と状況が変わっていないため、3つ星と4つ星の間くらいのところで設定した。星の数で選択できなくなるためわかりにくくなることは事実だが、経過措置を終了し少しでも良い効率のものを調達していきたいという意図である。暖房便座はメーカーの製造自体が減ってきているため、トップランナー基準の数値としたい。(事務局)

○エアコンディショナー

- ・ 業務用エアコンディショナーについて、従前の判断の基準⑤（冷媒にオゾン層破壊物質が使用されていないこと）については2020年までには全廃のため削除ということか。
 - ⇒ 代替冷媒はHFC-32（R32）が想定され、オゾン破壊係数はゼロであるため実質的に不要であり削除した。（事務局）
- ・ エアコンは家電リサイクル法対象4品目の中でも回収率が低く20数%しかないため、公共調達では確実に回収されるようにしていただきたい。また、漏えいなく冷媒を回収することという項目を入れていただきたい。
 - ⇒ フロンの回収については、27年度にフロン排出抑制法への対応により、配慮事項③（冷媒の一層の漏えい防止、回収のしやすさ等）として設定している。国等の機関でも適切に実施されるよう別途周知していきたい。（事務局）

○LED照明器具

- ・ LED照明器具について、表1は屋内使用、表2は屋外使用の効率の基準値が示されているが、温白色、電球色のところの効率が表1と2とで逆転しているのはなぜか。
 - ⇒ 上市されているほとんどの製品について、メーカーに御協力いただいて調査した結果から基準値を検討したものである。屋外用の投光器等はlm/Wが大きくなると想定されるが、投光器は看板照明、植栽照明、スタジアム照明など幅広くなっているため、屋内で使用するものと比較して結果的に値が低くなっている。（事務局）

○自動車

- ・ 配慮事項②の削除について、鉛フリーの実装は進んでいるが、CPUや部品にはまだ入っている。鉛フリーは、国内は進んでいるが、海外では使われているため、今外すのは時期尚早ではないか。
 - ⇒ 輸入車については、輸入車の業界団体に確認し、削減していることの確認はとれているが、方針として削除するのがよいのかは、ほかの御意見等も伺い判断したい。（環境省）
- ・ CPUの鉛フリーの実装は進んでいるが、部品にはまだ入っている。そこを間違わないでほしい。
 - ⇒ 全体的な鉛フリーの取組は進んでいる。（環境省）
- ・ 燃費表示がLMHモードを使ってもよいこととなったが、公共調達で使う自動車は走るところが限られている。条件に合わせてLMHモードを取り入れて選んで調達していただくことを追記していただきたい。
 - ⇒ 判断の基準は引き続きJC08モード燃費が使用される。乗車する場所や走行の状況等を踏まえて、適したモードでの燃費を考慮することについてはPRしていきたい。（事務局）

○太陽光発電システム

- ・ 太陽電池モジュールの環境配慮設計について、例えば減量化のところは「質量を評価していること」とあり、削減することは求めているが、自動販売機については、「質量を削減抑制していること」と記載がある。この書きぶりをどうすべきか。
 - ⇒ モジュールに関する環境配慮設計は、業界団体が設定しているガイドラインをベースに書いている。その中で自社の製品と比較し何ポイント削減したという形で、事前評価の取組をしているためこのような表現としている。ほかの品目についても、業界団体が作成しているものをベースとして書いているため、品目ごとに表現は少々異なっている。まずは、環境配慮設計を義務付け、推進していきたい狙いである。（事務局）

- ・ 太陽光発電システムの配慮事項⑥重金属等有害物質について、受取方によっては、ある特定の化合物半導体を排除することにならないか。使う必要があれば、産出、廃棄時に飛散しないような措置をとることと書いた方が適切であり、かつ責任を取らせることができるのではないか。

⇒ 表現を検討したい。(環境省)

○輸配送・旅客輸送・引越輸送

- ・ 再配達の問題については、輸送業者だけでなく、調達側にも再配達の回数を減らし、合理的に進めていただく必要があるため、基本方針の前文にそのような趣旨のことを加えた方がよいのではないか。

⇒ 調整が必要なため、検討したい。(環境省)

○その他今後の課題等について

- ・ 民間企業での話として、グリーン購入法に基づき 100%調達したいが、文具の替え芯といったリフィルは対象外になるため、そういったものも含まれるようにしてほしいという要望があったため、今後検討していただきたい。

⇒ 環境性能を設定できるかを踏まえて、将来的な検討をしたい。(環境省)

(2) プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討状況について

- ・ タイルカーペットの基準は、再生材料の合計重量が 25%以上となっている。エコマークでは、この基準以外に、タイルカーペット由来のものが 10%以上使われているということになっている。また、エコマークでは回収については必須であり、有害物質についても細かい規定がある。タイルカーペット一つをとってもいろいろな基準があり、基準を引き上げていくことを日々考えていることを御報告したい。

以上